

成田市都市公園指定管理者募集要項

成田市都市公園(152公園)

令和7年8月

成 田 市

都 市 部 公 園 緑 地 課

<目次>

1. 施設の概要	2
2. 指定管理者の指定期間.....	2
3. 管理の内容	2
4. 管理運営に要する経費.....	2
5. 指定管理者の応募資格.....	2
6. 複数の法人等による応募.....	4
7. 提出書類.....	4
8. 留意事項.....	5
9. 選定スケジュール.....	6
10. 募集要項の配布.....	6
11. 質問事項の受付及び回答	6
12. 申請書類の受付.....	7
13. 審査及び選定に関する事項.....	7
14. 指定管理者の指定及び協定の締結	8
15. 事業報告に関する事項.....	9
16. 評価に関する事項	9
17. 関係法規の遵守.....	10
18. その他.....	10
リスク分担表.....	13
19. 問い合わせ先	14
参考	15
地方自治法施行令第167条の4第2項.....	15
地方自治法第244条の2	15
指定管理対象公園一覧表.....	16

成田市都市公園指定管理者募集要項

指定管理者制度は、市が指定する民間事業者等に、施設の管理業務を代行していただく制度で、民間事業者等が有する能力や発想を活用し、サービスの向上と管理経費の縮減を図るものです。

成田市都市公園施設の管理業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定及び成田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月30日条例第20号）に基づき施設の管理に関する業務を行う指定管理者を募集します。

1. 施設の概要

地区公園(3公園)、近隣公園(13公園)、街区公園(136公園) 計152公園
(参考「[指定管理対象公園一覧表](#)」参照)

2. 指定管理者の指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間）

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、この指定の期間内であっても、成田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第10条の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

3. 管理の内容

成田市都市公園(152公園)の維持管理に関する業務
※詳細は「成田市都市公園施設管理業務水準書」による

4. 管理運営に要する経費

市は、指定管理対象となる152箇所の都市公園の管理運営に必要な経費として、予算額の範囲内で年度ごとに指定管理料を支払います。この場合の支払時期や方法、その他細目事項については協議の上、年度協定で定めます。

なお、指定管理料の上限額は以下の通りです。

指定管理料限度額（令和8年度～12年度）

5年間総額 1,760,000千円

※応募にあたっては物価上昇等の社会情勢を踏まえた金額の算出をお願いします。

5. 指定管理者の応募資格

応募の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理運営することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げるすべての要件を満たす者としします。なお、個人での応募は受け付けません。

(1) 申請書類提出の日から指定管理者の候補者の選定通知をした日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「措置要領」という。）の規定によ

- り、指名停止措置（措置要領制定以前の成田市建設工事指名業者選定基準の規定による指名停止措置を含む。）を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加の制限を受けない法人等
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことのない法人等
- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する法人等でないこと。
- ア 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない法人等。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない法人等（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (5) 法人等又はその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が次に掲げるアからエまですべての要件を満たすものであること。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。
- イ 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統率下にある法人等でないこと。
- ウ 法人等でその役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。
- エ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税について滞納がないこと。
- (7) 本市における指定管理者の指定の手続きにおいて、公正な価格の成立を害したことの無い者、又は不正の利益を得るために連合したことの無い者。
- (8) 災害時や緊急時における迅速な対応等を考慮して、成田市役所から半径30キロメートル圏内に営業所・事務所等を有する法人等であること。
- (9) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有する者。
- (10) 令和7年9月25日から起算して過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていない者又は、是正勧告を受けたが必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済である者。
- (11) インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けている法人等であること。
- (12) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していること。
- (13) 令和7年9月25日時点で連続して3年以上の公園等の管理の実績を有する

法人等であること。（指定管理者の実績だけに限定しません。委託管理も実績とします。）

6. 複数の法人等による応募

業務の効率的な実施を図るうえで必要な場合は、複数の法人等（以下「共同体」という。）が共同して応募することができます。この場合においては、次の事項に留意して申請してください。

- (1) 共同体により申請をする場合には、共同体の名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。この場合において、代表となる法人等以外の法人等は、当該共同体の構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めません。
- (2) 代表となる法人等にあつては、「[5. 指定管理者の応募資格](#)」(1)～(13)までの要件をすべて満たす者とし、構成団体となる法人等にあつては「[5. 指定管理者の応募資格](#)」(1)～(12)までの要件をすべて満たす者とし、
- (3) 共同体の構成団体間における連帯責任の割合等については、別途協定書で定めること。
- (4) 共同体の構成員は、他の共同体の構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。
- (5) 次に記載する「[7. 提出書類](#)」(2)～(8)、(12)～(15)までについては、構成団体ごとに作成すること。

7. 提出書類

提出部数は正本1、副本6部（副本は複写可）、電子媒体（CD-R等）を提出してください。

ただし、(16)～(18)の書類は複数の法人等による申請の場合のみ必要です。

- (1) 指定管理者指定申請書（成田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年6月30日規則第30号。（以下「指定手續規則」という。））別記第1号様式）
- (2) 「[5. 指定管理者の応募資格](#)」の要件を満たす旨の宣誓書（様式1）
- (3) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、代表者の身分証明書）
- (4) 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類（最新のもの）
- (5) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (6) 国税、都道府県税、市町村税に未納が無いことを証明する納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- (7) 申請書を提出する日の属する年度の事業計画書及び収支予算書
- (8) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度を含めた過去3年分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- (9) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度を含めた過去3年分の事業報告書（公園施設又は類似施設の主な管理業務実績を含む）
- (10) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要及び「[5. 指定管理者の応募資格](#)」(8)を満たしていることが分かる書類
- (11) 労働保険及び社会保険の加入状況を証する書類

- (1 2) 施設の管理体制に関する事業計画書（人員配置計画、組織図、資格者リスト、職員の管理能力の向上など）
- (1 3) 管理運営に関する収支計画書、収入明細書、支出明細書（5 か年分）
※必要に応じて収支予算書を補完する資料を提出してください。
- (1 4) 施設の維持管理に関する事業計画書
（樹木等の植物育成管理、公園施設・遊具等の維持管理、清掃、巡視・点検、修繕など）
- (1 5) 提出書類一覧表（様式2）
以下、共同体で応募の場合のみ添付してください。
- (1 6) 共同体構成員表
- (1 7) 共同体協定書の写し
- (1 8) 共同体委任状

※注意事項

- ・書類は原則としてA4版（A3版のものは織り込んでA4版に合わせること。）
- ・縦左綴じとして、目次及び通しページをつけたものを提出してください。
- ・上記のほか、本市が必要とする書類の提出を求めることがあります。
- ・提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

8. 留意事項

- (1) 接触の禁止
成田市公の施設指定管理者選定委員会委員及び関係市職員に対して、本件提案についての接触を禁じます（面接・募集に関する質問等、正当な行為を除く）。接触の事実が認められた場合は失格となる場合があります。
- (2) 共同体構成員の変更の禁止
共同体応募の場合、代表となる法人等及び構成団体の変更は原則として認めません。
- (3) 重複申請の禁止
応募1法人等（共同体）につき、申請は一つとします。複数の申請はできません。また、一つの法人等が複数の共同体応募に加わることはできません。
- (4) 申請内容変更の禁止
提出された書類の内容を変更することはできません。
- (5) 虚偽の記載をした場合の無効
申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (6) 申請の辞退
申請書類を提出した後の辞退は認めません。万一、辞退した場合には、申請者は市が被った損害について賠償しなければならない。
- (7) 費用負担
申請に関して必要となる費用は、法人等の負担とします。
- (8) 提出書類の取り扱い
 - ア 応募者が市に提出した応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、応募書類の著作権は、申請者に帰属しますが、市が必要と認める場合には、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
 - イ 提出された応募書類は、成田市情報公開条例に規定する「公文書」として、

同条例に基づく開示請求の対象となります。

ウ 申請書類に記載された内容は、市で支障があると判断した場合又は事項以外は、公表するものとします。

エ 応募者の応募時の同意を条件として、市は、応募書類の記載内容を公表する際には、応募書類に記載された応募者の利害関係情報（※）についても、秘匿せずに公表するものとします。

なお、利害関係情報の公表に同意しない応募者は、全面公表が可能な（利害関係情報と考える情報を除いた）「応募書類の概要書」を別途作成し、正副2部提出していただきます。

※「利害関係情報」とは、応募者に関する情報であって、公表することにより応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものをいいます。

9. 選定スケジュール

募集要項等の配布	令和7年8月18日(月)～令和7年9月25日(木)
質問事項の受付	令和7年8月29日(金)～令和7年9月4日(木)
質問事項の回答	令和7年9月11日(木)
申請書類の提出受付	令和7年9月12日(金)～令和7年9月25日(木)
審査(書類及び面接)	令和7年10月中旬
指定管理者候補者の選定	令和7年10月下旬
仮協定の締結	令和7年11月
指定管理者の指定	令和7年12月
基本協定の締結	令和8年2月

10. 募集要項の配布

以下のとおり募集要項等を配布します。

(1) 配布期間

令和7年8月18日(月)から令和7年9月25日(木)まで

(2) 配布方法 ホームページからのダウンロード

<https://www.city.narita.chiba.jp/business/page189300.html>

11. 質問事項の受付及び回答

この募集要項等の内容等に関する質問がある場合には、様式3「指定管理者募集質問票」により提出してください。

(1) 質問票の提出

ア 受付期間 令和7年8月29日(金)から令和7年9月4日(木)の午後5時まで

イ 受付方法 電子メール

メールアドレス koen@city.narita.chiba.jp

電子メールのタイトルは「指定管理者募集質問票の送付について」としてください。なお、口頭による質問は一切受け付けません。

(2) 質問に対する回答

ア 回答方法 ホームページで公表

[10. 募集要項の配布\(2\) 配布方法](#)で示されているホームページ内で公表いたします。なお、質問者の明示は行わないほか、回答が遅れる場合は同ホームページに掲載します。

イ 回答日(予定) 令和7年9月11日(木)

12. 申請書類の受付

(1) 受付期間 令和7年9月12日(金)から令和7年9月25日(木)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除く)

(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く)
※一切の遅延を認めません

(3) 受付場所 成田市役所5階 公園緑地課(詳細は[19. 問い合わせ先](#)を参照)

(4) 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は書留郵便により提出期限の9月25日(木)必着

13. 審査及び選定に関する事項

指定管理者の候補者の選定は、書類審査や面接審査による総合評価方式を採用します。面接審査は令和7年10月中旬を予定しており、日時等詳細は後日ご連絡します。

(1) 審査方法

成田市公の施設指定管理者選定委員会設置要綱に基づき成田市指定管理者選定委員会を設置し、指定管理者の候補者を選定します。

(2) 選定基準

審査における選定基準は次のとおりです。

	評価項目	配点
(1) 都市公園の運営が市民の平等利用を確保できるものであること	①公平平等な利用が確保されているか	5点
	②運営管理の方針が公園の設置目的に適合しているか	5点
	③指定管理者としての意欲・責任が感じ取れるか	10点
(2) 都市公園の効用を最大限発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること	①トラブルの未然防止や苦情・要望等への対処方法は適切なものか	10点
	②公園利用者の意見・要望の把握手法が適切で対応に積極性があるか	10点
	③管理運営経費の削減が図られているか	10点
(3) 都市公園の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること	①公園又は類似施設の管理実績は十分なものか	10点
	②安定して施設の管理運営を行う経営基盤・能力を有しているか	5点
	③災害時や緊急時に関する計画は適切であるか	10点
	④職員の管理体制に関し、配置計画、育成方針は適切であるか	10点
	⑤安全管理・労働福祉の状況が適切であるか	5点
	⑥市内産業振興や雇用確保への配慮したものとなっているか	10点
合計		100点

※(1)(2)(3)それぞれの項目の合計点に1つでも0点がある場合は選定しません。

※(2)③「管理運営経費の削減が図られているか」の採点については、申請者の中で最も低い指定管理委託料/当該申請者の指定管理委託料×10点とします。(小数点以下第3位を四捨五入します。)

(3) 審査の決定方法

各評価項目に示した要求要件に対して、各委員が評価を付けます。

書類及び面接審査により、上記評価項目について評価を行い、得点が最も高い申請者を指定管理者の候補者として選定します。

(4) 選定結果の公表

選定結果は、申請書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

また、審査結果や指定管理者の候補者の選定結果等については、市ホームページで公表します。公表する内容は、申請者の名称、所在地、指定管理者の候補者の名称及び選定理由等とします。なお、指定管理者の指定議決にあたり、成田市議会には、申請者ごとの主な提案内容及び評価点並びに選定委員会の講評等を報告する場合がありますので、予めご承知おきください。

1.4. 指定管理者の指定及び協定の締結

選定結果をもとに、令和7年12月成田市議会での議決後、指定管理者の指定を行うとともに、成田市と指定管理者は、成田市都市公園の管理に関する協定を締結する

予定です。

(1) 基本的な考え方

成田市公の施設指定管理者選定委員会の選定結果に基づき、指定管理者の候補者との協議を踏まえ仮協定の締結を行います。議会の議決後に指定管理者に指定するとともに、協定を締結する予定です。

なお、協定は指定期間を通して基本的な事項を定める基本協定と各年度の業務内容及び業務実施の対価として支払われる指定管理料を定める年度協定を締結するものとします。

(2) 基本協定の内容（令和8年度～12年度の業務についての協定）

- ア 業務の範囲と実施条件
- イ 業務の実施
- ウ 備品等の取扱い
- エ 業務実施に係る確認事項
- オ 指定管理料
- カ 損害賠償及び不可抗力
- キ 指定期間の満了
- ク 指定期間満了以前の指定の取消し
- ケ その他

(3) 年度協定の内容（各年度ごとに締結）

- ア 業務の内容
- イ 業務実施の対価として支払われる指定管理料の額
- ウ 疑義等の決定

15. 事業報告に関する事項

(1) 事業報告書の提出

ア 指定管理者は、毎会計年度終了後60日以内に、その管理する公の施設に関し、次の事項を記載した事業報告書を作成し、提出しなければなりません。

- ① 管理業務の実施状況及び利用状況
- ② 管理業務に係る経理の状況
- ③ その他管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

イ 指定管理者は、年度の中途において指定を取り消されたときは、その取り消された日後30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、市長に提出しなければなりません。

ウ 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理業務及び経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、必要な指示をすることができるものとします。

(2) 帳簿類等の提出

監査等に必要があると認める場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出する必要があります。

16. 評価に関する事項

(1) 事業評価

指定管理者は、利用者等の意見や要望を把握し、運営に反映させるよう努めるとともに、結果及び改善策について市に報告しなければなりません。そのため、

施設の運営管理に関して適宜自己評価を行い、その結果を事業報告書にまとめ市へ提出してください。

(2) モニタリング

施設の管理が適正かつ確実に履行されているか、又は指定管理者から提供されるサービスの水準が維持されているかなどを測定・評価し、市と指定管理者が共に施設の適正な管理やサービス内容の改善・向上に努めてください。

ア 市及び指定管理者によるモニタリング

市は、指定管理者が作成した報告書に基づき、定期的にモニタリングを行います。モニタリングの結果、本仕様書及び指定管理者が提出する事業計画に定められた業務が遂行されていないことが判明した場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。また、是正勧告を行ったにもかかわらず、改善がみられない場合、指定を取り消すことがあります。

イ 随時モニタリング

その他、市が必要に応じモニタリングを行う場合は、協力してください。

17. 関係法規の遵守

業務を遂行する上で関連する法規がある場合、それらを遵守することは当然のこととしますが、成田市都市公園条例及び施行規則のほか、特に以下のことに気をつけてください。

(1) 地方自治法

ア 第244条第2項

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が施設を利用することを拒んではいけません。

イ 第244条第3項

指定管理者は、住民が施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはいけません。

(2) 成田市個人情報保護条例

成田市では個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定め、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利等を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図っています。

本条例第12条に、個人情報を扱う事務の委託を受けた者の個人情報保護に関する義務が規定されており、指定管理者も同条の規定が適用されます。

18. その他

(1) 指定管理者の履行責任に関する事項

ア 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告しなければなりません。

イ 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに報告しなければなりません。

ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定めるものとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、公園の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

ウ 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、他の（選定時に決めていた場合は、「第2順位、第3順位」）法人等と、指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行うことがあります。

エ その他

前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めるものとします。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(4) 災害時の対応

大規模災害発生時には、募集要項等に定めていない事項についても、市の指示に従ってください。

(5) 第三者等への賠償

管理業務等の実施中に故意又は過失により市又は第三者に対し、損害を与えたときは、指定管理者の負担でその損害を賠償しなければなりません。この損害賠償に備えるため、賠償責任保険に加入するなどの対策が必要となります。

(6) 公租公課の取り扱い

ア 消費税について

消費税法第2条第1項第8号では、課税対象となる「資産の譲渡等」を「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。」と規定しています。地方公共団体と指定管理者との関係は、指定管理者が事業としてサービスを提供し、地方公共団体はそのサービスの提供を受けてその対価として指定管理料を支払うというものであり、消費税の課税対象である「資産の譲渡等」に該当すると解されます。したがって、指定管理料(委託料)の全額が消費税の課税対象となります。

イ 印紙税について

通常、協定書の内容は、印紙税法において課税対象となる「請負に関する契約書」の「請負」には該当しないことから、印紙の貼付は、原則として不要となります。

ウ 法人市民税・法人県民税

公の施設の管理を行う指定管理者は、法人市民税・法人県民税(法人税割、均等割)の課税対象となります。また、収益事業を行う場合には、「公益法人等」、

「人格のない社団等（管理組合等）」であっても課税の対象となります。

(7) リスク分担に対する方針

協定締結に当たり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについての方針を示したものです。また、規定した事項以外のことが発生するなど疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
法令等の変更	施設等の設置基準の変更など、法改正に伴い公園施設等の整備が必要となった場合	○	
	上記以外の場合		○
第三者賠償(※)	指定管理者の帰責事由により周辺住民等に損害を与えた場合（不適切な管理運営等による騒音・振動等の苦情）		○
	上記以外の場合	○ (両者の協議による)	
公園利用者への損害(※)	指定管理者の帰責事由により利用者に損害を与えた場合（不適切な管理運営等によるけが等）		○
	上記以外の場合	○ (両者の協議による)	
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○	
	それ以外のもの（人件費・物品費を含む。）		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増減があった場合		○
不可抗力	テロ、暴動、天災等により、業務の中止などの履行不能、利用者への損害及び施設・設備の損壊等があった場合	○ (両者の協議による)	
資金調達	市の支払遅延・不能に関するもの	○	
	上記以外の場合		○
税制度の変更	税制度の変更があった場合	○ (両者の協議による)	
施設・設備等の補修・修繕 物品等の損傷・損壊・盗難	指定管理者の帰責事由による場合		○
	一件当たり500千円を超えない場合(経年劣化の場合も含む)		○
	上記以外の場合	○ (両者の協議による)	
債務不履行	市による協定内容の不履行があった場合	○	
	指定管理者の業務及び協定内容の不履行があった場合		○
情報管理	指定管理者の帰責事由により情報が漏洩した場合		○
指定期間満了時等の費用	指定の期間が終了した場合、または、指定期間中における指定の取消をした場合における業務引継に要する費用		○

(※)指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、当該保険での対応を優先とし、保険金額を超える部分については、市及び指定管理者で協議し決定するものとする。

19. 問い合わせ先

成田市 都市部 公園緑地課

〒286-8585 成田市花崎町760番地

電話 0476-20-1562

Fax 0476-22-4493

E-mail koen@city.narita.chiba.jp

ホームページ <http://www.city.narita.chiba.jp>

参考

地方自治法施行令第167条の4第2項

- 2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の仕事の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくして契約を履行しなかつた者
 - 六 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

地方自治法第244条の2

- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

指定管理対象公園一覧表

■地区公園

	名称	位置
1	三里塚記念公園	成田市三里塚御料1番地34
2	赤坂公園	成田市赤坂1丁目2番地
3	外小代公園	成田市玉造2丁目1番地

■近隣公園

	名称	位置
1	栗山公園	成田市花崎町749番地1
2	浅間公園	成田市郷部1, 451番地
3	公津の杜公園	成田市公津の杜6丁目9番地
4	久住近隣公園	成田市久住中央3丁目4番地
5	三里塚第1公園	成田市三里塚2番地
6	引地公園	成田市吾妻3丁目53番地
7	加良部台公園	成田市加良部2丁目5番地
8	橋賀台公園	成田市橋賀台2丁目24番地
9	戸崎公園	成田市玉造4丁目43番地
10	神宮寺公園	成田市玉造7丁目13番地
11	後谷津公園	成田市中台2丁目23番地
12	松ノ下公園	成田市中台3丁目7番地
13	下総利根宝船公園	成田市猿山11番地9

■街区公園

	名称	位置
1	田町街区公園	成田市田町60番地11
2	花崎町街区公園	成田市花崎町1, 015番地1
3	馬橋街区公園	成田市馬橋6番地5
4	山ノ崎街区公園	成田市土屋701番地8
5	土屋街区公園	成田市土屋1, 341番地8
6	宮谷津街区公園	成田市土屋1, 897番地
7	かみだい街区公園	成田市土屋1, 997番地
8	ほうめ第二街区公園	成田市寺台461番地51
9	ほうめ街区公園	成田市寺台474番地32
10	南台街区公園	成田市郷部1, 389番地

1 1	そり田第一街区公園	成田市不動ヶ岡 9 8 番地 1 9
1 2	そり田第二街区公園	成田市不動ヶ岡 9 8 番地 3 1
1 3	不動ヶ岡西部街区公園	成田市不動ヶ岡 1, 1 2 1 番地 4 9
1 4	向山街区公園	成田市不動ヶ岡 1, 7 4 5 番地 5 9
1 5	論田街区公園	成田市不動ヶ岡 2, 0 3 2 番地 2
1 6	かりわけ街区公園	成田市不動ヶ岡 2, 0 9 5 番地 6
1 7	土屋吾妻街区公園	成田市ウイング土屋 1 6 9 番地
1 8	囲護台第二街区公園	成田市囲護台 1, 1 5 0 番地 6 8
1 9	囲護台第三街区公園	成田市囲護台 1, 2 5 0 番地 3
2 0	囲護台第一街区公園	成田市囲護台 1, 2 5 1 番地 3 5
2 1	南囲護台街区公園	成田市囲護台 1 丁目 8 番地 3
2 2	中囲護台街区公園	成田市囲護台 2 丁目 1 0 番地 7
2 3	北囲護台街区公園	成田市囲護台 3 丁目 4 番地 4
2 4	殿台街区公園	成田市美郷台 1 丁目 1 4 番地 1
2 5	天神台街区公園	成田市美郷台 2 丁目 1 2 番地 1
2 6	押畑街区公園	成田市美郷台 2 丁目 2 4 番地 1
2 7	北田街区公園	成田市美郷台 3 丁目 1 0 番地 1
2 8	宗吾東街区公園	成田市大袋 2 5 5 番地 2 7
2 9	ひがしの内第一街区公園	成田市江弁須 1 5 4 番地 3 4
3 0	ひがしの内第二街区公園	成田市江弁須 1 5 4 番地 1 7 1
3 1	ひがしの内第三街区公園	成田市江弁須 2 0 9 番地 2
3 2	江弁須街区公園	成田市江弁須 2 1 1 番地 4 3
3 3	江弁須第二街区公園	成田市江弁須 3 4 2 番地 2 4
3 4	内野街区公園	成田市飯田町 1 番地 8 7
3 5	飯田町街区公園	成田市飯田町 1 2 9 番地 2 2 2
3 6	西向野第三街区公園	成田市飯田町 1 3 3 番地 4 4
3 7	西向野第二街区公園	成田市飯田町 1 4 3 番地 8 7
3 8	東向野第二街区公園	成田市飯田町 1 7 7 番地 1 1 7
3 9	東向野第三街区公園	成田市飯田町 1 7 7 番地 1 3 1
4 0	東向野街区公園	成田市飯田町 2 0 2 番地 1 0 3
4 1	日本松街区公園	成田市並木町 2 2 番地 1
4 2	並木畑街区公園	成田市並木町 4 1 番地 1 8 4
4 3	並木畑第二街区公園	成田市並木町 4 1 番地 2 4 2
4 4	角林谷街区公園	成田市並木町 1 3 2 番地 1 8
4 5	角林谷第二街区公園	成田市並木町 1 3 9 番地 4 2

46	成瀬台街区公園	成田市並木町145番地145
47	成瀬台第二街区公園	成田市並木町145番地185
48	成瀬台第三街区公園	成田市並木町148番地29
49	大久保台第二街区公園	成田市並木町219番地418
50	大久保台街区公園	成田市並木町221番地637
51	大久保台第三街区公園	成田市並木町221番地745
52	きららのもり第一街区公園	成田市飯仲387番地32
53	きららのもり第二街区公園	成田市飯仲387番地33
54	さぎ山第三街区公園	成田市宗吾4丁目6番地11
55	さぎ山第一街区公園	成田市宗吾4丁目15番地3
56	さぎ山第二街区公園	成田市宗吾4丁目26番地1
57	小谷津街区公園	成田市公津の杜1丁目8番地1
58	琴平街区公園	成田市公津の杜1丁目29番地
59	南向野街区公園	成田市公津の杜2丁目23番地
60	南向野第二街区公園	成田市公津の杜2丁目40番地19
61	向台街区公園	成田市公津の杜3丁目23番地
62	大作台街区公園	成田市公津の杜4丁目9番地
63	金堀街区公園	成田市公津の杜5丁目31番地1
64	山王街区公園	成田市公津の杜6丁目29番地
65	しもだいら街区公園	成田市はなのき台1丁目13番地
66	てんのまえ街区公園	成田市はなのき台1丁目17番地
67	野毛平街区公園	成田市東和泉441番地1
68	台屋敷街区公園	成田市久住中央1丁目17番地
69	渋川街区公園	成田市久住中央2丁目4番地1
70	宮谷街区公園	成田市久住中央4丁目4番地
71	榎入街区公園	成田市久住中央4丁目22番地
72	御所の内第三街区公園	成田市東和田275番地9
73	御所の内第二街区公園	成田市東和田523番地18
74	そうこう街区公園	成田市東和田750番地7
75	畑ヶ田街区公園	成田市畑ヶ田873番地
76	ひがしどおり第二街区公園	成田市大清水217番地26
77	ひがしどおり街区公園	成田市大清水223番地65
78	宮下西第三街区公園	成田市本三里塚171番地79
79	宮下西第六街区公園	成田市本三里塚187番地4
80	宮下西第一街区公園	成田市本三里塚189番地7

8 1	宮下西第二街区公園	成田市本三里塚 1 9 4 番地 2 9
8 2	宮下西第五街区公園	成田市本三里塚 1 9 9 番地 1 1
8 3	宮下西第四街区公園	成田市本三里塚 2 0 6 番地 6 8
8 4	なかまち街区公園	成田市本三里塚 2 3 9 番地 5
8 5	なかまち第二街区公園	成田市本三里塚 2 3 9 番地 3 2
8 6	本町街区公園	成田市本三里塚 1 0 0 1 番地 1 3 5 3
8 7	本城馬場第一街区公園	成田市本城 1 4 番地 4 1
8 8	本城馬場第二街区公園	成田市本城 2 1 番地 1 6
8 9	小牧第一街区公園	成田市本城 3 2 番地 9 5
9 0	小牧第二街区公園	成田市本城 3 2 番地 1 6 0
9 1	小牧第四街区公園	成田市本城 4 2 番地 1 2 0
9 2	小牧第三街区公園	成田市本城 6 6 番地 3 0
9 3	長原第一街区公園	成田市本城 1 0 3 番地 2
9 4	長原第二街区公園	成田市本城 1 0 6 番地 3
9 5	南本城街区公園	成田市本城 2 4 8 番地 5 7
9 6	新駒井野街区公園	成田市新駒井野 5 9 番地 2 0
9 7	三里塚第 2 公園	成田市三里塚光ヶ丘 1 番地 5
9 8	御料第一街区公園	成田市三里塚御料 1 番地 1, 2 5 5
9 9	御料第二街区公園	成田市三里塚御料 1 番地 1, 3 0 9
1 0 0	西三里塚街区公園	成田市西三里塚 1 番地 1 5 1
1 0 1	西三里塚第二街区公園	成田市西三里塚 1 番地 1 7 4
1 0 2	西三里塚第三街区公園	成田市西三里塚 1 番地 1, 3 2 5
1 0 3	西三里塚第四街区公園	成田市西三里塚 1 番地 1, 7 3 1
1 0 4	まきばのさと街区公園	成田市西三里塚 2 5 0 番地 1 2
1 0 5	西三里塚第五街区公園	成田市西三里塚 2 5 6 番地 2 4
1 0 6	御所の内街区公園	成田市御所の内 1 0 番地
1 0 7	吾妻街区公園	成田市吾妻 1 丁目 4 番地 9
1 0 8	一里塚街区公園	成田市吾妻 2 丁目 4 番地
1 0 9	多代知街区公園	成田市吾妻 2 丁目 5 番地
1 1 0	橋ノ尻街区公園	成田市加良部 2 丁目 3 番地
1 1 1	八ツ又台街区公園	成田市加良部 2 丁目 6 番地
1 1 2	池田街区公園	成田市加良部 4 丁目 2 7 番地
1 1 3	池ノ尻街区公園	成田市加良部 5 丁目 2 番地
1 1 4	大道通街区公園	成田市加良部 5 丁目 1 3 番地
1 1 5	向谷津街区公園	成田市加良部 6 丁目 3 番地

1 1 6	地蔵塚街区公園	成田市橋賀台2丁目2番地
1 1 7	江川台街区公園	成田市橋賀台2丁目3番地14
1 1 8	渡り田街区公園	成田市橋賀台3丁目3番地
1 1 9	町山街区公園	成田市玉造1丁目2番地
1 2 0	花内街区公園	成田市玉造2丁目8番地
1 2 1	後原街区公園	成田市玉造4丁目20番地
1 2 2	玉造街区公園	成田市玉造5丁目16番地
1 2 3	提戸街区公園	成田市玉造5丁目30番地
1 2 4	新山街区公園	成田市玉造6丁目10番地
1 2 5	八代街区公園	成田市玉造7丁目2番地
1 2 6	大山街区公園	成田市中台1丁目3番地
1 2 7	船塚台街区公園	成田市中台2丁目24番地
1 2 8	郷部街区公園	成田市中台3丁目10番地
1 2 9	石橋台街区公園	成田市中台6丁目6番地
1 3 0	谷津崎街区公園	成田市中台6丁目40番地
1 3 1	名古屋街区公園	成田市名古屋702番地94
1 3 2	倉水第二街区公園	成田市倉水161番地9
1 3 3	倉水第一街区公園	成田市倉水164番地14
1 3 4	浅間第一街区公園	成田市浅間452番地10
1 3 5	ふれあいの丘街区公園	成田市松子397番地
1 3 6	松子街区公園	成田市松子408番地4